

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

イスラーム法理論の歴史

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

ワーエル・B・ハッラーク
SAMPLE
イスラーム法理論の歴史
スンニー派法学入門
黒田壽郎訳
書肆心水刊

Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

A HISTORY OF ISLAMIC LEGAL THEORIES
An introduction to Sunnī *uṣūl al-fiqh*

by Wael B. Hallaq

Copyright ©1997 by Wael B. Hallaq

Japanese translation published by arrangement
with Cambridge University Press
through The English Agency (Japan) Ltd.

日本語版への序文

現在世界の人口の五人に一人は、イスラームの教えを信じている。しかし東アジア、西欧に住むわれわれは、ムスリム、ないしは彼らの文化、宗教、歴史についてほとんど知ることがない。これははなはだ不幸な事態である。なぜならばムスリムの文明は、世界の歴史を構成する最も洗練された、重要な要素に他ならないのだから。人類の歴史における最も優れた制度や知識人たちはこの文明の許に現れ、育まれてきた。現在これらについて研究することは、欧米の文物、事績について研鑽するのに劣らない重要な事柄である。ただしイスラームの文化、社会についての嘆かわしい無関心は、メディアや十分な知恵を持ち合わせない学者たちの無知によつて増幅されるばかりである。われわれの書店にはイスラームに関する書籍が満ち溢れているが、もっぱら否定的なものであり、そのほとんどが「イスラームの暴力」について言及している。とりわけシャリーア、つまりイスラーム法は醜い言葉になり下がり、政治的な事柄、両手の切断や女性に対する石打の刑と結び付けられている。おびただしい数の大衆向けの書物は、シャリーアを捻じ曲げて理解し難いものにし、過去におけるその原則や実践を現在の、きわめて政治化された現象と混同させている。

7世紀にイスラームが登場して以来、シャリーアはイスラームの文化、文明の中核の役割を担ってきた。シャリーアとは何であり、それが何を代表し、具体的にどのような機能を果たし、いかに理論的な展開を示してき

たかを弁えることなしには、過去、現在のイスラームを理解することは不可能なのである。今回優れた日本の学者によつて翻訳された本書は、シャリーアのその後の展開を、つまりムスリムの法学者たちが彼らの法的理論的な基礎をいかに理解し、それに知的な解釈を加えたか、また彼らがある種の法的機能を果たしうる法的推論の方法をいかに考案したか、それはいかなる条件の下においてであつたかといった問題について論じている。本書はまたいかに法理論が、その抽象的思考形態において、長い世紀にわたり変化、発展し続けたか、さらにそれが現代の植民地主義の手によつていかなる危機を蒙り、おびただしい変容を迫られたかについても指摘している。

本書は十数年前に出版されているが、今なおヨーロッパ、北アメリカにおいてこの問題に関する主要な教材たり続いている。すでにアラビア語やイングランドネシア語に翻訳されているが、近くロシア語も刊行される予定である。本書を通読することは、シャリーアが本来いかなるものであり、それが近い過去においてどのようなものであつたかを理解するには、欠かすことのできないものである。未開拓のこの分野における本書の翻訳者黒田壽郎教授の貢献は、日本の読者たちにとって特筆に値するものと思われる。彼の知的な努力に深く謝意を表する次第である。

ワーエル・B・ハッラーク

SAMPLE
Shoshi-Shinsei.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

目
次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

序	12	第一章 形成期	16
法的文献としてのクルアーン	18	序論	16
一世紀の法律学（西暦六二〇—七二〇年）		法的文献としてのクルアーン	16
二世紀の法律学（西暦七二〇—八一五年）		一世紀の法律学（西暦六二〇—七二〇年）	18
法理論化の開始	40	二世紀の法律学（西暦七二〇—八一五年）	
法理論の登場	52	法理論化の開始	40
序論	59	法理論の登場	52
認識論	61	序論	59
法規範	65	認識論	61
法の言葉遣い	68	法規範	65
比喩論／明確なものと曖昧なもの／一義的な言葉遣い／不確定な言葉遣い／一般名詞とその 個別化／両義的な言葉／言葉遣いの全意		法の言葉遣い	68
預言者の伝承	91	比喩論／明確なものと曖昧なもの／一義的な言葉遣い／不確定な言葉遣い／一般名詞とその 個別化／両義的な言葉／言葉遣いの全意	
廃棄	104	預言者の伝承	91
意見の一致	114	廃棄	104
予備的考察	124	意見の一致	114
第二章 法理論の分節化Ⅱ	124	予備的考察	124

SAMPLE
Shoshi-Shinsai.com

キヤース	126
類推／より有力な理由の議論／帰謬法／キヤースの類型論／キヤースの信頼性	
法学者の好みによる選択 (isribān)	161
テキストに規制されていない利益 (masalih mursala)	168
継続性の推定という原理 (istishāb)	
イスラーム登場以前の一神教の法	172
法的推論とその実践者——イジュティハードとムジヒドたち	170
信頼できる意見に従うこと——タクリード	182
法的意見を求められる権威者 (muftī)	184
第四章 法のテクスト、世界、歴史	175
序論——理論的に不变なもの	187
法理論における可変なもの	190
主題の内容と取扱い	194
理論的正当化	194
論理的、神学的諸原理の同化／累進的成長とその後の発展	194
第五章 社会的現実と理論の対応	232
序論	232
再構成された認識論	235
法的目的	239
法的規範	247

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

註
参考文献
訳者解説
事項索引
人名索引

430 427 406 405 380

法の目的を構成する諸要素	256
法的証拠と法的言語	265
曖昧な言語と一義的な言語／廢棄／命令と禁止／普遍と個別／明快さと晦渙さ	275
クルアーンとスンナ	275
イジュティハード、ムジュタヒド、ムフテイー	281
結論	289
第六章 モダニティーの危機——新たな法理論に向かって？	291
背景	291
宗教的功利主義	300
宗教的自由主義者	320
結語	349
第七章 結論	351

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

イスラーム法理論の歴史

スンニ派法学入門

序

本書の内容を紹介するに当たっては、題名の説明をするにしくはあるまい。「理論」という語を英語で複数にしたことには当然意味があるが、それはここで探求される事柄が、さまざまな歴史的過程と切り離された一枚岩の考えに、決して還元されうるものではないという主張を伝えたいという、明確な意図に基づいている。本書の主要な目的は、イスラーム法の理論的、哲学的基礎であるウスール・ル・フィクフ（法理論）が、その下に共時的、通時的ヴァリエーションをもつ傘を形成していることを示す点にある。本書の構成は、これらのヴァリエーションの、最も本質的な特徴を明らかにするという配慮の現れといえよう。第一章において筆者は、ウスール・ル・フィクフが初期の基礎的段階から、統合的な法体系となる三／九世紀に至るまでの法学原理の発展について論じた。この章が取り扱っている三つの世紀のうち二番目の世紀に関しては、一般的に通説とされているもの、つまりJ・シャハトによつてすでに提起された見解とほとんど軌を一にしている。ただし最初の七世紀と、とりわけ三番目の九世紀については、筆者は概ね異なる解釈を施している。最初の世紀に関して筆者は多少なりとも成熟した法として機能し始めたという伝統的な見解も、この法の基礎的な始点をヒジュラ暦一世紀の末（西暦七一五年頃）、とする最近の説をも支持するものではない。筆者は自らの研究の結果と

して、二つの既存の研究の間の中間的な立場を取っている。三／九世紀については、後に認められるような法学理論が二／八世紀の産物であり、イブン・イドリース・アッ・シャーフィイーがその設計者であるという、在來の通説に反論することになる。

第二、三章は、可能な限り簡潔なかたちで五／一一世紀の終りまでに発展したウスール＝ル＝フィクフの中心主題について論及する。その目的は二つある。第一は、多くの主張をめぐる共時的な見解を提示すると同時に、第四章で問題となる通時のヴァアリエーションの論議の舞台を準備することである。第二の目的は、法的、社会的実践の世界における主要な構成要素を、ウスール＝ル＝フィクフの領域で多彩、豊穣な理論を興隆させた知的傾向とともに論じるところにある。社会的、宗教的な現実と法の理論的言説の創造との特殊な関係についてはケース・スタディーとしてとりあげたアンダルシアの法学者、アブー・イスハーグ・アッ・シャーティビーを論じた第五章において、詳しく言及されている。このシャーティビーの分析はまた、彼の理論の本性、目的をめぐって既存の通説に誤りがあることを指摘する意図をもつてている。

第五章の主題としてシャーティビーをとりあげた背景には、さらに第三の目的がある。彼の理論は、（第四章で取り上げる）トゥーフィーのそれと共に、近代の改革者たちが想を求める重要な源となつていて。これらの改革者が近代の学者同様、シャーティビーの理論の動機と同様、したがつてその実質についてもまた誤解している事実は、近代の法改革の知的構造についてばかりでなく、現在に奉仕するために歴史がいかに歪められたかということを、われわれに教示してくれる。最終章は、イスラーム法の理論的基礎、ならびに方法論に関する現代の思想の一般的な見解を提示する。この点で参照すべき資料は膨大な数に上るので、当然ながら筆者は論議の対象を選び出すにあたつて、高度な選択を行なわざるをえなかつた。総括的というには程遠いが、この章は現代の改革者たちが当面した方法論的困難の概略を示そうと試みている。

副題も同様に重要である。本書はまた、イスラーム研究の内外を問わず、広範な読者にとつての序論として

堅苦しくない文体で書かれている。筆者は他の法システムとの比較を極力避けている。（これは筆者の考えに
よれば、序論の段階でなされるこの種の比較が、イスラームないしイスラーム法の、眞の理解を妨げる以外の
何ものでもないからである。）しかし本書は、比較法の研究者に対しても有用な道具を提供しうる筈である。ま
た宗教学、比較宗教の専門家も、ここに何らかの利益を見いだすであろう。ただし本書は、とりわけイスラーム
研究者に向けて書かれたものである。不幸にして現在に至るまで、イスラーム法に関心を寄せる専門家、ならびにイスラームの研究者一般に、イスラーム法理論について十分に理解可能で、説得力ある説明を行なつて
いる著作が存在しなかつた。この解説書は、このような現に存在する間隙を埋めるためのものである。
すぐ理解されるのは、本書の主題が完全にスンニ派の伝統の枠内に入るという点である。シーア派やそ
の他の法理論は、歴史的発展において、したがつてその構造の点で共に明らかに異なつてゐる。疑いもなくそ
れらは独自のものであり、それらとは異なるスンニ派の場合と同様独自の取り扱いを求めるものである。し
たがつてスンニ派以外の法理論を割愛したことについて、とりわけ弁解する必要もないであろう。

理論的な著作をとりあげるに当たつて当然期待されることであるが、筆者はそれらが明確に主張している目
的に、つまり高度な資格を備えた法律家が神の法を「発見する」ための方法論の説明に、充分配慮した。この
アプローチは明らかに、ウスール・ル・フィクフという道具を修得した法律家の最も重要な任務が、先例を見
ない規則を発見するという意味での、第一の法源との対立にあることを示している。しかし法理論は、（稀に、
しかも漠然と表現されるにすぎないが）歴史的にも評価され、長い間確立されてきた法的規則、ならびにそれ
らを導き出し、維持し続けた推論の過程の正当化、再活用を含めた他の役割も果たしている。表現を変えるな
らば、このいま一つの役割はマズハブ、つまり法学派とその権威ある正統な教義の合理的防衛の任を果たして
いるのである。理論的に、また原則の問題として、ウスール・ル・フィクフは創造としての判定、ならびに正
当化としての判定という二つの分野において、同様な機能を果たすことになる。法理論の第二の役割が、それ

自分で豊かな、将来性のある研究分野であるにも拘らず、筆者がこの点に十分な配慮を行なわなかつたのは、この水準において充分な抽象的理論化がなされていないことに基づいている。

本書の入門的性格は、アラビア語の専門用語を最小限に控えることを要求するが、筆者は本書を通じてこの点に留意した。ただしそれらを完全に除外することも、好ましいとは考えなかつた。なぜならばそれは一方で、新進の研究者にウスール・ル・フィクフの主要概念を提示するばかりでなく、他方ではアラビア語原典に興味をもつ読者に、そこでの論議の跡づけを容易ならしめるからである。同時に註も最小限にとどめた。それらは読書の妨げとならぬよう、可能な限り項目の終わりに付すよう心掛けた（本訳書では巻末にまとめた）。また個別の議論を紹介したり、執筆のさいに用いた資料を本文と参照させる煩を避け、関連する資料は巻末に列記することとし、重要な参考文献に関しては特記した（参考文献目録参照）。

本書にはいさか修正主義の趣があるが、疑いもなく先代、ならびに同時代のこの分野の学問的業績に負うところが大きい。ある場合には筆者は初期の著作に想を仰いでいるが、この点については適当な場所でその旨を記している。また多くの学者たちが、そのコメントを通じて筆者を裨益してくれた。デイヴィッド・パワーズは第一、四、五章を、バーナード・ワイスは第二、三章を、ジョン・ヴォルは第六章を読み、ファルハト・ズィヤデは草稿の全文を通読してくれた。これらの寛大な同僚のすべてに、心から感謝する次第である。最後に草稿の編集に示された配慮、ライブラリアンとしての重要な助力という点で、長期間にわたりスティーブ・ミラーに負うところが大きいことを記しておく。

SAMPLE Shoshi-Sensei.com

第一章 形成期

序論

発展した形態におけるイスラームの法理論は、法がそこから、またそれを介してもたらされたと考えられるさまざまな根拠、方法を認めるようになつた。法が導き出される根拠となるものは、クルアーンと預言者の先例スンナであるが、これらの二つは法の主題を提供するものである。また法を導き出す媒介となる根拠は、法的推論、解釈の方法か、もしくは意見の一一致（イジュマーウijmā'）の達成の道具のいずれかである。これらすべての法源の第一の地位はクルアーンに与えられており、それに続くのがスンナであるが、後者はその重要性において二番目の地位にあるにも拘らず、法が導き出されるより多くの素材を提供している。第三は意見の一一致という一つの認可の手段であるが、これに基づいて広く共同体を代表するムジュタヒドと呼ばれる創造的な法学者たちの見解が、技術的な法的手段を経てのことであるが、後に意見の一一致に達したものと認められるようになり、それによってその意見の一一致が決定的となり、同時に認識論的にもクルアーンの一節や預言者のス

SAMPLE
Shinsui.com

ンナと同様に確実なものとされるのである。そして法の一例に与えられる確実さは、その例 자체をその判定と共に、類似の法例を解決するための根拠となる基礎的な資料とするのである。天の啓示によつて正統性を与えたムジュタヒドたちは、このようにして人間の法的推論によつて獲得された一つの判定を、その確実さに関する彼らの同意という事実に基づいて、正式な典拠並みの根拠へと転換させることができるのである。そこに含まれた推論の過程は、キヤースという呼称に收められる第四の法源となる。法学的な優先性（イスティフサーン *istihsān*）に関する配慮、ないしは公共の福祉、利益（イスティスラーフ *istislah*）についての配慮に基づく他の推論の方法は、限られた確実性しか持ち合わせておらず、しばしば論争的となつてゐる。

ところでイスラームの法理論の公的に主張された主要な目的は、基本的な二つの法源の中に解決の手段が明言されていないような問題に関して裁定（アフカーム *ahkam*）を下すことにある。^[1]さまざま問題解決がもたらされる事態は、クルアーンやスンナの法的効果を決定する豊かで、多様な解釈の方法を発展させることになつた。それはまたあるクルアーンの一節、もしくは預言者の伝承が、他の一節、伝承の価値を排除するような廃棄の理論の精密化をもたらしてもいる。さらにはまた預言者の諸伝承の正統性、ないしは非正統性を確認する必要も生じてきた。なぜならば預言者のスンナが表現され、身を置いているのはまさにその中においてのことなのだから。正統性の検証とは、個々の伝承の伝え手と伝えられた様態の検討を意味していた。このことはまた個々の伝承が持つ認識論的な価値に応じてそれらを分類する必要を生じさせた。

われわれがイスラーム暦の最初の三世紀の間に、さまざまな法源が進化を示している三つの段階の素描を試みるのは、このような大きな枠組みを想定したことなのである。そしてわれわれは二／八世紀の終わりの時点では、法理論は単に初步的な形態で現われているのみであり、それが総合的な方法論として最終的な形式的達成を持つに至るのは、四／一〇世紀の初めを待たなければならないと主張するつもりである。ただし議論を始めるに当たつて、二つの文献上の説明を行なつておく必要があるであろう。まず第一点であ

註

第1章

- 1) 法学理論のいま一つの重要な機能であり、想定されてはいるが法理論の著作の中に殆ど明示されていないものとしては、既存の法判断の背後に存在する法的推論の過程の正当化、「再規定」がある。このような正当化と再規定の一例に関しては以下を参照のこと。Taqī al-Dīn 'Alī al-Subkī, *Takmīlat al-Majmū'*, 12 vols. (Cairo: Matba'at al-Tāqāmūn, 1906), X, 13-98.
- 2) I. Goldziher, *Muslim Studies*, ed. S. M. Stern, trans. C. R. Barber and S. M. Stern, 2 vols. (London: Allen & Unwin, 1967-71), II, 17-251; Joseph Schacht, *The Origin of Muhammadan Jurisprudence* (Oxford: Clarendon Press, 1950); G. H. A. Junyboll, *Muslim Tradition: Studies in Chronology, Provenance and Authorship of Early Hadīth* (Cambridge: Cambridge University Press, 1983).
- 3) 預言者のスンナの起源に関する見解の有益な要約については、以下を参照のこと。David S. Powers, *Studies in Qur'an and Hadīth: The Formation of the Law of Inheritance* (Berkeley: University of California Press, 1986), 2 ff. Harald Motzki, "The Muṣannaf of 'Abd al-Razzāq al-Šan'ānī as a Source of Authentic *Aḥādīth* of the First Century A. H.," *Journal of Near Eastern Studies*, 50 (1991): 1 f.
- 4) 例えば以下を参照。Powers, *Studies in Qur'an and Hadīth*, 8ならびにその全般。David S. Powers, "The Will of Sa'd b. Abī Waqqās: A Reassessment," *Studia Islamica*, 58 (1983): 33-53; Motzki, "The Muṣannaf," 1-21; Uri Rubin, "'Al-Walad li-l-firāsh': On the Islamic Campaign Against 'Zinā,'" *Studia Islamica*, 78 (1993): 5-26.
- 5) これらの研究のうち注目すべきものとしては、次のものが挙げられる。M. M. Azami, *Studies in Early Hadīth Literature* (Beirut: al-Maktab al-Islāmī, 1968); M. M. Azami, *On Schacht's Origins of Muhammadan Jurisprudence* (New York: John Wiley, 1985); Nabia Abbott, *Studies in Arabic Literary Papyri*, II (Chicago: University of Chicago Press, 1967), 5-83; Fuat Sezgin, *Geschichte des arabischen Schrifttums*, I (Leiden: E. J. Brill, 1967) 53-84ならびにその全般。
- 6) S. D. Goitein, "The Birth-Hour of Muslim Law", *Muslim World*, 50, 1 (1960), 24. 参照。続く三つのパラグラフはこの論文に負っている。
- 7) 一般的に、クルアーン 2:213; 3:23; 4:58, 105; 5:44-5, 47; 7:87; 10:109; 24:48, 例えは Q. 5: 44 はこう述べている。「神が啓示したものによらず判断す

参考文献

以下の文献目録には、四種類の資料が含まれている。第一のものは、法理論の論述に不可欠な、アラビア語の一般的な一次資料である。この種のものの中でとりわけ重要なのは、専門的な辞書、人物誌に関する著作である。前者は法的論議の中で用いられる用語の専門的な意味を解明するために必要であり、後者は法理論の歴史を再構成するために欠かすことができない。この部類には、他の事柄と同様に、ある種の法学者が用いた推論の基本的な筋道を示す、実体的な法に関する著作も含まれている。第二の種類のものは、シャーフィイーの半ば理論的な著作から19世紀初頭の学徒の業績に至る、アラビア語の法理論の作品が含まれる。法理論の伝統的な著作とその現代の祖述の間には一つの断絶があるので、第三の種類には、とりわけ、著者たちによってウスール＝ル＝フィフの伝統に属する法理論のみにされたものの、単なる耳録に過ぎないもの、あるいは伝統的な法理論の再構成を試みたものが含まれる。そして最後の種類には、一般的なものと同様に特別な二次的資料が含まれる。これらは伝統的な法理論、ないしはその再構成についての現代の試みに関するある種の様相を論じている専らヨーロッパ語の文献である。

第四の種類のものに関しては、ある文献の最後のところに太文字で数字が付せられているが、これはある章、ないしは章中のある項を読む際に、勧められる著作であることを示すものである。例えば 3.4 という数は、第三章四項を示している。また文献の後にただ一つだけ数字が付せられている場合は、その著作がその章すべてを読む際に勧められるものであることを意味している。ハイphenで結ばれた数字、例えば 4-5 は、示された数字の示す各章を読むにあたってその文献の通読が望ましいことを示している。

文献の分類に当たって、AINの文字と、アラビア語の定冠詞について、特に注意を払わなかった。

一般的一次資料

‘Abbādī, Abū ‘Āṣim Muḥammad b. Aḥmad. *Tabaqāt al-Fuqahā’ al-Shāfi‘iyā*, ed. Gosta Vitestam (Leiden: E. J. Brill, 1964).

訳者解説

イスラームという教え、ならびにイスラーム世界は、これまで大きな誤解に晒されてきた。近、現代のこの世界に対する外部からの眼差しが、偏向、誤差に富むものであり、外部の観察者、とりわけ西欧の知識人の手による知的産物が、この世界の現実をこの世界ではないもの、外部の観察者が勝手に脳裏に築き上げた観念の色眼鏡を通して捉えた傾向が強い点については、既に物故したエドワード・サイードの『オリエンタリズム』に詳らかである。異なる文化世界の現実を、ある種の既成概念、ないしは対象とは無縁の人造の概念で捉えるという手法は、近現代において国際的に圧倒的な優位を誇った西欧文明が、他の異なる文明を解釈するさいに認められる色濃い傾向であるが、その点を鋭く突いたのがイスラーム世界をめぐる西欧の文物に対する、有名なサイードの批判である。この世界をその不在で物語っているという彼の鋭い批判は、西欧の詩、小説、評論等一般的な知的所産に向けられていたが、それらの言説を成立させる基盤となっていたのは、とりもなおさずその成立を可能にする、この世界に関する学術研究の成果であった。確かな学術的基礎を持たずには、この種の歪められた言説はかくも大量に、組織的に量産される基盤を持ちえなかつたのである。

サイードの批判は大きな反響を呼んだが、ある現実をその「不在」で説明する流儀の基本をなす学術研究の面での偏向は、これまで長らく正されることなく放置されたままであつた。しかし最近になって、この方面で

の再検討は着実に進められ、その成果は研究のさまざまな領域で、既存の定説を大きく覆す結果をもたらしている。そのような変化は各所に認められるが、とりわけ重要なのがイスラーム法と訳される、シャリーアに対する見解の著しい変化であろう。イスラームという教えの基本的な理解のためには、三つの鍵概念、この教えの世界観である「タウヒード」、それが持つ法的なもの「シャリーア」、その独自の共同体觀「ウンマ」についての正しい理解が不可欠であるが、オリエンタリズムはこの三つの主要な要素についての研究、分析を、筆者に言わせれば「故意に」蔑ろにしてきた感がある。ある文化、文明の理解のために最も肝要な要素に関する理解をことさら無視することは、異文化の独自性を認めることを拒否する文化帝国主義的思考にとっては、戦略的に最も重要な事柄だったのである。

ここでは議論を簡明にするために、シャリーアの取り扱いについての学術史的な経緯だけを取り上げることにしよう。非イスラーム圏におけるシャリーアの研究は、ゴルトツィーアー（1850-1921）、シャハト（1902-1969）といった研究者たちに代表される、少数の大家たちの手によってなされてきたが、とりわけこの分野の大家シャハトの発言は、後の研究者たちに大きな影響を与えるにはいなかつた。特に重要なのは、「イジュティハードの門は閉ざされた」というスローガンである。イスラーム世界においては、十二世紀の時点でシャリーアの法学は目覚ましい発展を見せ、その充実ぶりは当代の人々にとってそれ以上の進歩は望みえないもののように映じた。このような状況を目の当たりにしてある法学者は、これ以上新しい法解釈、イジュティハイードの努力を必要としない程であると讃嘆したのだが、シャハトはこれを逆手にとつて、その時点以降イジュティハイードの門は実際に閉ざされてしまつたと、異なる解釈を下しているのである。いうまでもなく現実世界は日々変転極まりない。そのような現実を前にして、イジュティハイード、つまり法学者による新しい解釈の可能性が閉ざされたとするならば、そのようなものに成り下がつた法が社会的に無用になるのは必至である。無用な法は言葉通り社会のために役立たないばかりか、直ちにその退廃、劣化をもたらさずにはいない。法的努力の門が閉

ざされたということは、それが当の社会の衰退の引き金となり、さらに発展を阻害させる後進性の元凶であるという趣旨の論議に、直接つながるものであることはいうまでもない。

そもそも「法的努力の門は閉ざされた」という言辞は、十二世紀のイスラーム法学の偉大な発展を褒め称えた当時の法学者の言葉であったが、この表現を字義通りに捉えたシャハトの誇大解釈は、シャリーア無価値論、有害論につながり、当然の結果としてその後の非イスラーム圏におけるシャリーア研究を、決定的に阻害することとなつた。イスラーム理解のために最も重要な三つの課題の一つが、ほぼ完全に無視されたまま、学術的と称される研究が続行されたのである。近現代の政治情勢を反映して、中東世界におけるイスラーム無用説、有害説は隆盛を極め、そのような環境の中でシャリーア無視の傾向はなんの抵抗を受けることもなく、学会の中心に居座り続けてきたのである。しかしことの発端は、そもそも当時のシャリーアの大家シャハトのシャリーアに関する無知、限定的な理解にあつたのである。人々は長らくこの大家の発言を金科玉条としてきたが、本書に明らかなようにシャリーアとは、そもそもイジュティハイードを欠いては存立しえないものなのである。

長らく存在し続けた学会の圧倒的な潮流に最初に反発し、「イジュティハイードの門は閉ざされたか」という論文を書いて挑戦したのが、若年の著者ワーテル・ハッラークであつた。古い規則に新しい解釈を求める法的努力がなければ、そもそも法的なもの、シャリーアそのものが存在しえない点を、具体的的事実に即して論じた説得力あるこの小論は、一九八四年に発表されたが学界に静かな衝撃を与え、その後徐々にこの主題に関する一般の態度は大きく変化していった。幸いにしてこの論文の内容は、慶應大学の若い研究者奥田敦教授の手によるハッラークの著書『イジュティハイードの門は閉じたのか』（慶應義塾大学出版会、二〇〇三年）の翻訳中に収められており、日本語でも入手可能である。とまれ本書の著者は、シャリーア再検討という重要な問題に最初に切り込んだ人物であり、その業績ゆえに学界におけるシャリーア研究はその後大きな様変わりを迫られている。この変化は、これまで専ら外側からの概念、方法論で語ってきたこの世界の現実を、内側から、内

発的に考察する強い契機を与えるものであり、今後この世界の研究には極めて重要なものである。この点におけるハッラークの功績は、まさに研究史に名を留めるに相応しいものといいうるであろう。

ただしハッラークの反論は、当初学会で大受けするといったものではなかつた。まさに〈To a happy few〉という具合に、ごく限られた専門家の間でしか問題にされることとなかつたが、提示された問題に対する反応は鋭く、着実なものであった。この点では生存中に陽の目を見ることがなかつた小説家スタンダールより、ハッラークは幸運であつたといえるであろう。ハッラークは長らく忍耐の日を過ごすことを余儀なくされた。パレスティナの地にキリスト教徒の家庭に生まれ、アメリカに赴いて苦学した後、才能を認められてカナダのモントリオール、マックギル大学のイスラーム研究所に招かれた彼は、ここで最近に至るまで長らく教鞭をとる傍ら、地道な著述に勤しんでいる。

マックギル大学のイスラーム研究所は、小生の恩師、井筒俊彦教授も一時籍を置いた、この分野では卓越した研究所である。この研究所の優れた点は、かつて当代一流の教授を数多く抱えていたことと同時に、北米随一ともいわれたイスラーム関連の資料を備える図書館を併設している点にある。このような恵まれた環境の中で、彼はそれまで関心を集めることのなかつた法学研究に着実に専念している。本場のイスラーム世界では学問の中核の座を占め続けた法学の分野は、初期の文献から現在に至るまで、時代を通じて浩瀚な著作が著され続け、その量たるやまさに無尽蔵である。難攻不落の城にも譬えられるこの巨城に挑むことは、当時の欧米の学界の研究状況を考え併せるならば、まさに困難極まりない孤独な闘いであつたといいうるであろう。しかし法学に関する古典的著作を、厳密、正確に読みこんだ彼は、さまざまな主題に関する重要な分析、論議を多くの学会誌に提示する傍ら、後に紹介するような優れた著作を著しているが、その研究業績が高く評価されて二〇〇九年、アメリカの名門コロンビア大学に招聘されている。

今回ここに翻訳、紹介する著作は、彼の長年の研究の蓄積が凝縮された重厚な作品であるが、奥行きが深く、

幅広い法理論という主題を、厳密に原資料に即しながらこれほど念入りに、かつ明快に解きほぐした著作を、訳者は未だに知ることがない。シャリーアといい、その重要な部分である法理論といい、これまでわれわれはこのような広範、複雑な主題に関する適切な研究書を手にすることがなかつた。もちろんその中のいくつかの主題について知り及ぶことはできるが、その全体像を正確に見渡すことは至難の業である。しかし本書はこの点で、現在最も信ずるに足りる研究者の手になる、最良の指南書であることに疑いがないのである。

ウスール・ル・フィクフを主題にした本書は、單刀直入にこの問題に焦点を合わせ、その実質を最初期から現代に至るまで簡潔に鳥瞰している。この場合法理論と訳されるウスール・ル・フィクフとは、厳密にいうと「フィクフ」つまり法的思考についての「ウスール」、基本ということであり、要するにシャリーアに関する法的思考の基本の意に他ならない。ところで法理論はシャリーアを母体とするものであり、もちろん原著者は法理論の立場から随所に両者の関係について論じているが、問題に馴染みの薄い読者にとっては、シャリーアと法理論との関係を別の視点から検討しておく必要があるであろう。この問題は当のムスリムにとっては自明のことであり、説明するまでもない事柄であろうが、事情を異にする読者にとっては、若干補足的な説明をするところである。

一般にイスラーム法と訳されるシャリーアは、実は「法的なもの」という概念で捉えられるより、遙かに範囲の広いものである。それはいみじくもシャリーアティーが示唆しているように、本来のアラビア語の原義に遡つて理解さるべきものであろう。「水場へ至る道」というこのアラビア語の本来の意味は、砂漠の民に下されたこの教えが、なにを意味するかを端的に示すものである。乾ききつた砂漠的環境の中で水の在り処を知ることは、人間の生存にとって最も重要で、絶対不可欠のものである。つまりシャリーアとは、人間の生き様に有益な示唆を与える必須の指標に他ならないのである。

クルアーンという神の言からなる最重要な聖典、ならびにそれに即して公私の生活を律した預言者ムハンマドの言行、スンナは、さまざまな經緯を経てイスラームの基本的な典拠となるが、そこには「不変なもの」と、「変更可能なもの」が共在している。不変なものとは、この教えが保証する人間の基本的権利、つまりあらゆる個人の生命、財産、名誉等の尊厳を始めとして、その他宗教儀礼など社会的変化の波に影響を受けることのない種々の事柄に関する諸規範である。そして変更可能なものは、歴史的、地理的条件等によって影響を受ける事柄であり、この部分に関しては当然さまざまな変化に対してどのように対処するかという、法律の専門家たちによる対応の技術が求められる。イスラーム法の法的論議は専ら後者の問題を中心に行われ、その展開、発展はこのような、原典の内部には直接認められない、空白の、開かれた部分と対応するために展開された。法としてのシャリーアは、本来このような流動的な位置づけの中に成り立つものであり、決してシャハトらがいうような、閉ざされた、凝固したもの、体系ではない。シャリーアは本質的にも、実体的にも、現実の情勢と対応しうる、ないしは対応せざるをえない流動的なものなのである。

凝固したシャリーアという外部の専門家たちによって長らく受け継がれた誤解は、ウスール・ル・フィクフという学問の本性を知ればすぐに明らかであるが、認識を欠いた解釈で覆われた学問的状況は、多くの曲解をあちこちに撒き散らしてきた。それにさいして特に軽視されてきたのは、シャリーアの本性である。この問題を十分に説くためにはかなりの紙幅を必要とするが、ここではさしあたり重要な点を、一つだけ指摘しておくことにしよう。それはシャリーアというものが持つ、固有な普遍性である。すでに指摘したようにシャリーアは大きく分けて、不变の要素と可変な要素の二つの部分を併せ持っている。その変更可能な部分は、歴史のさまざまな変転の中で大幅な変化を認め、激しい物議をもたらすような問題を提起している。そしてこのような部分への拘りは、えてしてシャリーアの持つ他の側面、その不变な部分、その固有な普遍性、包括性についての配慮を見失わせがちである。しかしこの普遍性、包括性こそ、シャリーアの最も本質的で、力強い特徴に他

ならないのである。

イスラームという教えは、すべてのムスリムに下されたものである。シャリーアティーリー流にいうならば、これは「民衆」のための教えに他ならない。例えばその個々人の生命、財産、名誉の尊重といった考えは、西暦七世紀の時点で、他に類例をみない開明的なものであった。そしてこの民衆的な教えの開明性こそ、旧オリエント世界を始め、時を経ながら西はスペインから、東はインドネシアに至るまで、この教えを拡大させた第一の要因に他ならない。この教えの開明性は、さらに宗教の衰退した現在においてまで、この教えがいかなる指導者、指導的な機関に属することなく、民衆の間に水平的に拡がりをみせ、社会の底辺に遍く活力を蓄えている実態にも明らかであろう。寺社仏閣、ないしは教会を中心自閉することなく、なんらかの権力に容易に絡め取られることもないこの教えの実態は、この教えの民衆的性格を端的に示すものである。一部のスーザイード教団のような例を除いて、ムスリムの信仰は拡散的、共同体的であり、ある種の権力の中心に収斂されない特質を持つているが、このような特質を保証し、それを社会的に機能させているのもまたシャリーアなのである。

イスラームという教えの基本的な力を構成し、それを機能させてているのは、ほかでもないシャリーアであるが、これを理解するためにはその基本的作用の面から、別の基準を立てて考察する必要があるであろう。それは「法としてのシャリーア」に対する「民衆にとってのシャリーア」という視点である。シャリーアとは個々の信者にとって、先ずは生の指標である。男女を問わず信者たるものは、それが教えるものを指針として日々の生活を律することに努める。シャリーアはこのような点から見て、この世に一人でもムスリムが存在する限り機能し続けるものであり、この点からしても無用の長物たることはないのである。個々の信者のこれに対する依存度の総和は、いかばかりであろうか。それは人々の想像を遥かに越えるものであるといえよう。そしてこのような民衆の依拠の基本となるものは、本書に現れるシャーティビーの表現を借りるならば、イスラームの典拠の中に認められる必然的なもの、ダルカリーヤトに他ならないのである。そこに含まれる生命、財産、

名譽等の尊厳という普遍的なものは、つまりシャリーフの中に認められる不変で、必然的なものが民衆に及ぼす効果というものを、絶えず考慮の中に入れることなしには、法理論の理解は片手落ちになる。またこのようない不変で、必然的なものについての民衆の支持は、イスラーム世界においてその登場以来現在に至るまで、まさに圧倒的なものであった。そしてそれはこの地域における文化的伝統の基本的な構成因として、さまざまに機能の様態を変えながら、イスラーム文明のありよう陰に陽に影響力を行使し続けているのである。この点についての仔細は実際に本書に当たつて頂くにしくはないであろう。

序論で明らかなように本書は、イスラーム登場初期からいかに法的思考が整備され、次第に洗練されていくかについて、時代別に特徴を捉えながら分析している。第一章の形成期におけるクルアーン解釈、ハディースの形成過程の分析、特別な法的思考の誕生といった説明の後には、第二章、第三章でさまざまな法概念の分析、誕生の経緯等が十分に解説され、第四章のその後の注釈書、法典範作成といった発展の経過が辿られた後で、第五章ではシャーティビーに代表されるような、法学研究の全般的な傾向に対する批判的な考察が紹介される。そして最後に示されるのは現代の法学者たちの改革案に対する一般的な紹介、批判である。法理論を通観する著者ハッラークの視点は、現代の改革者たちの所論に関する限り批判的な側面が強いが、それは現代の思想家たちの思考が、あまりにも性急に近代的なものに接近し、過去の遺産がたたえている魅力を現代に生かしきれていない点に対する、強い不満の現れともいえるであろう。

現在イスラーム世界は大きな矛盾に晒されている。豊かな過去の遺産を控え持ちながら、それを現代の流れに調和させる形で活用できまいままである。ただしこのような状況は、イスラームという教えを宗教、世界観、道徳、政治、社会思想の根幹として、千数百年にわたり支えしてきた伝統を持つ人々にとり、どのように映するものであろうか。外部世界の観察者、とりわけ欧米世界の人々は、イスラーム世界に対する強い反発心から、近代以降、植民地主義時代を経て現在に至るまで、イスラームを過去の遺産、未来を持たぬ、有害なもの

と規定し、現地の民衆にもこれを強要してきた。しかし千数百年もの間文化的に極必要な地位を占め、むしろ文明形成の核となってきたものを、ひとは簡単に捨て去ができるであろうか。文明世界とは、それを組成するさまざまな要素の複雑な構成体である。そしてイスラーム世界という広範な地域において、イスラームという教えがその地域の文化、社会的な伝統の形成にいかに大きく、持続的な役割を果たしてきたか知るならば、現地の人々がこれを一気に捨て去ることができないことは、殊更いうまでもないことである。

イスラーム世界という地域にも、イスラームという括りでは捉えられない要素が多く存在する。例えばアラブ的、イラン的等の異なるメンタリティ、発想、行動様式は、その他の社会的特性、遊牧的、あるいはその他の特異な集団的行動様式、共同体形成の独自な様式等とあいまって、異なったイスラーム世界を作り上げている。このような内的な特質に加えて、それぞれの地域は外部から異なった政治的压力を受け、多彩な歴史的変遷を経験している。しかしこれら内外の非イスラーム的な要素を受け入れながら、現地の民衆は概ねこの教えを中心的なものとして十数世紀を過ごしてきたのである。それがこの地域をイスラーム世界と名付けさせている主要な原因であるとするならば、それだけ脱イスラームの傾向が限定的なものに過ぎないことは、理の当然であろう。これが基本的な枠組みであるとするならば、この社会でどのような中核的な思想が、歴史的にどのようななかたちで変化、発展してきたかを問うことは、この世界の過去、現在、ならびに近い将来を理解する上で基幹的な事柄である筈である。その際最も重要な役割を果たしてきたのは、イスラーム世界の場合、クルアーンを基本的な法源とするシャリーアに他ならない。そしてその運営の中核をなしてきた法理論の展開、変遷の過程は、この世界の歴史的変遷と密接に関わっているだけに、この文明圏の息遣いを推し量るための最も重要な道具に他ならないのである。

本書の著者ハッラークは、パレスティナ生まれという出自から、この世界の文化的な組成について、十分な体験的素養を積んでいる。それに加えて彼がキリスト教徒であるという事実も、彼の分析を客観的、構成的にし

ている点を強調しておるべきであろう。おそらく彼がムスリムであつたならば、複雑なウスール＝ル＝ファイクフをこれほど明晰に分析することは難しかつたであろう。深い共感と、鋭い探求心によつて、異質の宗教的課題を、これほど客観的に祖述しえた例は、イスラーム研究において極めて稀なことなのである。少なくとも法理論の書として本書は、このような点でこれまで唯一の、最も傑出した例であるといいうるのである。

私事にわたるが訳者は、三十年ほど前にモントリオールのマックギル大学イスラーム研究所を訪れ、「イジュディハードの門は閉ざされたか」の筆者と面談する機会を持った。少壯の研究者としての彼の著作については、当時知り及ぶことがなかつたが、一時間ほどの会話の間に彼の才気のほどは明らかであり、その時にシャーティビーの著作について啓発を受けたことは、今でも記憶に生々しい。その後三十年ほど無音のまま時を過ぎましたが、大学退職後二回にわたり、彼の研究所で図書館を利用させて頂いた。既に彼は押しも押されもせぬ大家であり、業績も多々あつたが、何度も彼の自宅を訪問し、有益な会話を楽しむ機会を持った。会話の際に明らかなことは、彼が法理論の問題を、自分自身の問題として今なお模索しているひたむきな態度であった。彼の中でウスール＝ル＝ファイクフは未だに完了せず、時代の変転と共に生き続けているのである。大著を書き終えたばかりの彼は、暫らく時間をおいてからイスラーム世界の道徳、倫理、ならびに共同体の問題にとりかかる予定であると、その構想の一端を打ち明けてくれた。外なる者として客観的な姿勢を堅持しながら、同時にイスラーム世界の命運に深くコミットしながら考え方抜く彼の研究者としての姿勢に、深く共感を覚えた次第である。

ハッラークは、巻末の文献目録にも明らかなように、欧米の学会専門誌にシャリーアに関する多くの主題について積極的に寄稿している。単行本も数多いが、特筆すべきものとしては、以下の三冊が挙げられるである。

Authority, Continuity and Change in Islamic Law (Cambridge. 2001)

The Origin and Evolution of Islamic Law (Cambridge, 2005)

Shari'a, Theory, Practice and Transformation (Cambridge, 2009)

これらの著作のうち最初の二冊は、表題の示す主題について、本書では詳しく論究されていない部分をより厳密に取り上げており、その意味で本書を補完する位置にある。そして最後の『シャリーア』は六〇〇頁に及ぶ大著であり、本書で論じられた主題が、第一部近代以前、第二部イスラーム法の内容、第三部シャリーアと現代といった枠組みで、再び詳論されている。この最新作は、紙幅の広がり、視点の整理等の観点からして、シャリーアという主題を総合的に説明している点で、本書より一段と概論的で、近づきやすいという利点があるといえよう。確かにシャリーアに関する第一級の著作であるとするに相応しい業績であるが、この大著よりも、解釈にいまだ未整理のものが残されている本書の方に、より強い愛着を覚えるのは筆者のひいき目であろうか。完全に秩序だった解釈を許さないといった袂の深さに、シャリーアという主題の魅力が存在するのである。

多くの人々の目には留らぬものの、イスラーム世界の中心に牢固として腰を据え、その地の社会、文化の有り様に強い影響を及ぼしているシャリーア。その基本的な理論、ウスール・ル・フィクフをめぐる歴史的な遷についての認識は、その地域が生み出した文明の過去、現在、未来を検討する上で不可欠なものである。その本性、特質、機能は、その可能性を含めて、外部の観察者に取つてばかりではなく、それを我が物にした人々にとつても今なお不分明のままである。しかしシャリーアのもつ複眼的な構造は、過度に普遍化、単純化された現代文明が直面している危機、隘路を乗り越えるための、深い示唆をも含んでいるのである。とまれ多くの人々にとって全く未知の、このシステムの全貌を明らかにするための第一歩として、最も優れた案内書と目される本書を訳出し、読者に提供することとした。なお訳出に当たっては、第二章、第三章を、エジプトのAINシャムス大学で教鞭をとる若い研究者、山口努氏に依頼し、最終的に黒田が文体の統一に当たったこと

を付記して置く。

本書の上梓に当たっては今回もまた書肆心水の若い社主、清藤洋氏に御高配をいただいた。最近の厳しい出版事情にも拘らず、ほとんど未開拓の分野に属する浩瀚な学術書を出版するという企ては、大きな冒險を伴うものである。それにも拘らずこのような試みを敢えてすることには、当事者の鋭い知的関心と、学問に対する強い情熱が不可欠である。出版事業に対する氏の真摯な姿勢と、高い編集の能力は並み優れたものがあり、これまででも温かい助力をいただいたが、本書の上梓に関しても氏に深く感謝の意を表する次第である。

SAMPLE Shoshi-Shinstu.com

事項索引

- アーダ／慣行 ('āda) 118
アーハーディー／単独の伝承 (āhādī) 37, 48-49, 73, 79, 96-98, 100, 109, 111-118, 127, 159, 219, 221, 236
アーンム／一般名辞 ('āmm) 44, 72-75, 85-86
アクラン／合理的に ('aqlan) 66
アクリー／知的なもの、理性的な ('aqlī) 62, 210
アクワール／言葉 (aqwāl) 273
アジーマ／規則の厳守、本来の状況 ('azīma) 191, 251-255, 258, 270
アシュアリー派 (Ash'arites) 200-201, 291-292, 297, 312 →カラーム
アスバーブ=ン=ヌズール／啓示が下された際の状況 (asbāb al-nuzūl) 275
アスル／幹、基本法源、基本事例、根拠 (asl) 112, 125-127, 246
アダブ=ル=バフス・ワリ=ムナーザラ／見解の相違を最小限にすること (adab al-bahth wal-munāzara) 202
アドル／公正 ('adl) 101
アファール／行為 (af'al) 273
アフウ／許容性 ('afw) 250-252
アフカーム／裁定 (ahkām) 17
アブリオリな知識 (a priori knowledge) 62
アフルッヒスンナ・ワリ=ジャマーア／スンニ一派の人々 (ahl al-sunna wal-jamā'a) 188
アフルッヒライ／良識ある人々 (ahl al-ra'y) 33
アマル／法的活動 ('amal) 100, 243, 364
　・マーリキ一派のアマル 290
アムル／命令 (amr) 76, 269
アラ=ミ=ファウル／即座に行うべき ('alā al-fawr) 83
アラーヤー／生育中の果実とその成果を同一視してなされる契約 ('arāyā) 163, 240-241, 366
アラッタラーヒー／延期されるべき ('alā al-tarākhī) 83
アラブの論理学者 (Arabic logicians) 204
アル=アスル・フィ=ル=アシュヤーウ=ル=イバーハ／すべてに関して等しく許されたといいう基本的条件 (al-asl fī al-ashyā al-ibāha) 301
イーラーウ／離婚の一形態 (ilā') 151
イエルサレム (Jerusalem) 111
イクティダーウ／実施か回避の要請 (iqtiḍā') 270
意見の一一致 (consensus) 16, 39, 42, 44, 49, 51, 53, 79-80, 104-105, 108-109, 111, 114-128, 133, 140, 143, 145, 155, 157-159, 161, 163, 170-172, 174, 176, 178-180, 183, 188-189, 194, 198, 211, 213, 219-221, 226, 228, 230, 237-238, 246, 281, 284, 289, 300, 302, 374

人名索引

- アーミディー, サイフ・ディーン (Āmidī, Sayf al-Dīn) 193, 207-208, 210-212, 355
アウザーアー (Awzā'ī) 35-36
アシュマーヴィー, ムハンマド・サイード ('Ashmāwī, Muḥammad Sa'īd) 321-334, 350, 359
アズム, サーディク・ジャラール ('Azm, Ṣādiq Jalāl) 298, 363
アッパー・ディー, アフマド・イブン・カーシム ('Abbādī, Aḥmad b. Qāsim) 214
アブー・バクル (Abū Bakr) 23-24, 29
アブー・ハニーファ (Abū Ḥanīfa) 35-36, 162, 195, 281
アブー・ユースフ (Abū Yūsuf) 36
アブド・ラル・ジャッバール・アル=アサダバーディー ('Abd al-Jabbār al-Asadabādī) 55, 192
アブド・ラージク, アリー ('Abd al-Rāzīq, 'Alī) 327
アブド・ラフマーン・イブン・マフディー ('Abd al-Rahmān b. Maḥdī) 40
アブドフ, ムハンマド ('Abduh, Muḥammad) 297-300, 306, 312-313
アリー・イブン・アビー・ターリブ ('Alī b. Abī Ṭālib) 324
アリストテレス (Aristotle) 204, 354
アル=アスマーイー, アブー・サイード・アブド・ラル・マリク (Al-Asma'ī, Abū Sa'īd 'Abd al-Malik) 69
アルクーン, ムハンマド (Arkoun, Muhammed) 363
アン=ナイーム, アブド・ラ (An-Na'im, Abdullāh) 363
アンサーリー, アブー・バクル (Anṣārī, Abū Bakr) 32
イシュマエル (Ishmael) 27
イスファラーラーイー, アブー・イスハーク (Isfaraṇī, Abū Iṣhāq) 69
イブン・アキール, アブ=ル=ワファーウ (Ibn 'Aqīl, Abū al-Wafā') 210
イブン・アッ=サイカル, アブド・ラティーフ (Ibn al-Ṣayqal, 'Abd al-Latīf) 193
イブン・アビー・ライラー (Ibn Abī Laylā) 35
イブン・アラビー, ムフイッ=ディーン (Ibn 'Arabī, Muhyī al-Dīn) 268
イブン・アル=カーッス, アフマド (Ibn al-Qāṣṣ, Aḥmad) 56
イブン・アル=ハージブ, ジャマールッ=ディーン (Ibn al-Hājib, Jamāl al-Dīn) 208, 212
イブン・アル=ハーッジュ (Ibn al-Hājj) 226
イブン・カイイム・アル=ジャウジーヤ (Ibn Qayyim al-Jawziyya) 303
イブン・クダーマ, ムワッファクッ=ディーン (Ibn Qudāma, Muwaffaq al-Dīn) 192, 206-208
イブン・スライジュ, アブ=ル=アッバース (Ibn Surayj, Abū al-'Abbās) 56
イブン・タイミーヤ, タキーユッ=ディーン (Ibn Taymiyya, Taqī al-Dīn) 193, 195, 205-206, 302-303, 369